プレンティ広場パークアベニュー社会実験利用規約

【目的】

西神中央駅周辺は、都市ブランドの向上と人口誘因につなげる神戸市によるプロジェクト『リノベーション神戸』の一環として、駅前の空間をより一層活用した賑わいの創出を目指している。駅前の空間であるプレンティ広場・パークアベニュー (以下、「広場等」という。)は、様々な活用を通じてまちの活性化に寄与する場となることを目標としており、広く利用を促すため、今後の運用を見据えた規約等を整理する社会実験として、一時的に開放する。また、利用者が安心して広場等を利用できるように、本紙のとおり利用規約を制定する。

【利用できる内容】

地域の活性化に資するもの

※単なる営業のビラ配布など地域の活性化に資さないと判断した場合、利用を中止する場合がある。

【利用できる団体】

- ・下記①~⑥のいずれかに合致し、責任を持ち、自らのアイデアを実施できる、15歳以上の個人・団体であること。 ※18歳未満の個人・団体は 18歳以上の方の同意書の提出が必要。
- ①西区の地域団体※ ※西区の居住者がメンバーにいる団体も含む。
- ②西区の事業者
- ③学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)、保育所
- ④国または地方公共団体(国または地方公共団体の外郭団体を含む)
- ⑤公益上、特に必要と認めた団体(国または地方公共団体が協力している事業に限る)
- ⑥その他運営主体が認める者

【利用時間】

原則、午前10時~午後7時(設営は午前8時30分から、撤去は午後9時まで可能)

※午後9時まで利用希望の場合は応相談

【利用の範囲】

別図(プレンティ広場等図)に定める範囲

※ただし、歩行者等の通行には十分配慮し利用すること。

【利用料金】

令和6年11月30日までは無料(社会実験終了後、実施結果をふまえ、料金設定を行う予定。)

【利用できる設備】

プレンティ広場における電源設備: コンセント差込口1つ(1500Wat 以内)

【申込方法】

利用日の14日前までに、別紙「プレンティ広場等利用申請書」を受付窓口(令和6年度:エキソアレ西神中央オペレーションセンター)に提出、もしくは E-mail 宛(E-mail アドレス: plenty_hiroba@prime-place.co.jp)に提出すること。

受付は、2024年11月30日利用分までの予約であれば原則、先着順で行う。

※申し込み前に、必ず詳細ルールを確認すること。

【注意事項】

- ・利用中及び設営・撤収の際の安全確認や、警備や来場者の整理、避難誘導等は利用者の責任で行うこと。
- ・利用後は現状復旧したうえで、周辺の清掃を行うこと。(破損・汚損により費用が掛かる場合、その費用を請求する。)
- ・広場等の周囲には通常の店舗も多くあるため、利用の際は既存店舗に十分配慮した上で、営業の妨げにならないようにすること。
- ・地域の活性化に資さないと判断した場合、利用を中止する場合がある。
- ・同利用者の申込日数は原則、1か月最大4日までとする。 (広場の近接施設の事業者は除く)

【禁止事項】

- ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を害すること。
- ・施設もしくは備品を損傷、汚損または滅失する恐れがあること。
- ・騒音及び異臭を発すること。
- ・危険物(爆発物、ガソリン、エーテル、シンナー、ガス、火薬等揮発性引火性のあるもの及び毒物等)、そのほか他人 に危害迷惑をかける恐れのある物品、管理の難しい動物等を持ち込むこと。
- ・消防署への届出、消火器等の必要機材を整えずに、火器等を使用して食品加工、調理等を行うこと。
- ・周辺事業者以外の物品の販売やサービスの提供等を事業として行っている事業者が、単に出張して販売・宣伝等のみで利用すること。
- ・出入り口を妨げる等、広場等周辺事業者の営業の妨げになる恐れのあること。
- ・通行妨げや、周辺歩行者に危害が及ぶこと。(スケートボード、競技バイク、花火など)
- ・政治団体、宗教団体等による集会等(通行等に支障のない政治目的の演説等は除く)を行うこと。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業及び団体又はその関係者、その他反社会的勢力の利用及び暴力団などを利すること。
- ・使用権を第三者に譲渡、転貸、無許可で使用目的や内容を変更すること。
- ・その他、広場の管理運営上支障が生じること。

【その他】

- ・本規約のほか、プレンティ広場等社会実験詳細ルールを遵守すること。
- ・本規約は利用状況を踏まえ、随時見直す。

2024年4月1日 改正株式会社ごうべ未来都市機構